令和６年度版

いじめの認知と問題への対応のフローチャート

新潟県立新発田商業高等学校

本人または保護者からの訴え

いじめ・いじりの兆候に気づいた

アンケートにいじめに関する書き込みがあった

学級担任　担任以外の職員　部活動顧問　スクールカウンセラー

いじめ防止対策委員会

教頭　校長

生活指導部・関係する職員

・概要の確認　・情報の共有
・対応の協議　・校長からの指導
・いじめの認知の判断

○事実を正確に把握する
○情報の共有をしっかりと図る
○些細なことも共有する
○当事者への配慮

学級担任・学年団・生活指導部

関係生徒への聴き取り

被害生徒

○事実を詳細に聴き取る
○保護者へ連絡し、聴き取りや求めている対応を聴く
○当事者の安全・安心を確保する
○友人関係や普段の行動について聴く
○当事者が望んでいる対応を把握する

加害生徒

○加害に至った事実とその経緯について確認
○いじめに至った心情の確認
○いじめの詳細についての聴き取り
○加害の証拠となるもの（ＳＮＳの書き込みや写真等）の確認

周辺の生徒

○加害生徒・被害生徒について知っている情報や見聞きした情報の確認
○他にいじめに加担している生徒等がいなかったか確認

※聴き取りのメモや証拠となるものは必ず保存する。

いじめと認知した時点で被害生徒と加害生徒の保護者に連絡

・いじめの態様等の説明
・見守りや支援について説明
・解決に向けた協力の依頼

いじめ防止対策委員会

校長　県への報告

○これまでの事実の確認と状況を整理する
○いじめに対する指導方針の決定

重大事態ではないがいじめと認知

重大事態

・学校による基本調査
・県いじめ防止対策委員会による詳細調査

職員会議

○問題解決のための指導方針の共有化
○これまで経緯を共有化

指導（支援、面談、相談）

○加害生徒に反省を促すと同時に支援
○加害者から被害生徒へ謝罪(慎重に)
○被害加害の両保護者との連携と協力

フォローアップ・見守り体制

○被害生徒が苦痛を感じていないこと（面談等で随時確認する）
○被害生徒に対して、心理的物理的影響を与える行為が止んでいる状態が最低３か月続くまで指導継続する（その後は不要という意味ではない）
○休み時間等も含めて、見守り体制を維持していく